

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	菊 池 雄 斗

発言者	内 容
事務局長	1. 開催日時 平成29年12月21日(木)
	午前8時56分から午前9時27分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室
	3. 出席委員(15人)別紙のとおり
	4. 欠席委員(0人)別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請
	日程第 4 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請
日程第 5 決定第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	
日程第 6 専決報告	
1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	
2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	
4. 現況証明願	
日程第 7 報 告	
1. 農地法第3条関係取消願	
2. 農地法第18条第6項の規定による通知	
3. 農地改良届出書	
日程第 8 そ の 他	
6. 農業委員会事務局職員(4人)別紙のとおり	
7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 菊池雄斗	
である。	
8. 会議の概要	
開会(午前8時56分)	
定刻前ですが、只今より、平成29年12月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さん	
にお願いします。	
会長さん宜しく申し上げます。	

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中15名で、定足数に達しておりますので、只今より12月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号11番 後藤 和子 委員

議席番号12番 渥美 誠 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請	3件
議案第26号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第27号	農地法第5条の規定による許可申請	11件
決定第8号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	16件
専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	6件
	2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	1件
	3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	5件
	4. 現況証明願	1件
報告	1. 農地法第3条関係取消願	1件
	2. 農地法第18条第6項の規定による通知	11件
	3. 農地改良届出書	2件

それでは、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 25号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 25号 農地法第3条の規定による許可申請 3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 26号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、申請地に隣接してハウス栽培を行っており、出荷作業等に必要のため農業用の作業場を設置したいため申請するものです。 以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 26号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 26号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 27号 農地法第5条の規定による許可申請 11件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子供の3人で暮らしておりますが、子供の成長に伴い現在の住居では大変手狭なため、住宅の建築を検討していたところ、父が所有する農地の中で実家からも近い申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) コンビニエンスストアの申請でございます。申請者は現在、申請地でコンビニエンスストアを経営しております。利用者の増加に伴い駐車場が大変不足しており、今般、敷地を拡張し店舗を建て替えて駐車場を整備する計画です。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 車両置場の申請でございます。申請者は申請地に隣接して自動車板金塗装業を営んでおります。敷地が大変狭いため、修理前の車両を道路に路上駐車する場合もあり、近隣住民に大変迷惑をかけております。今般、工場の隣接地に敷地を拡張し車両置場を整備する計画です。

(4番及び5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、申請地の隣接地にて廃棄物の中間処理業を営んでいます。再生可能エネルギーに対する需要の高まりを受けて、解体家屋を中間処理した木質チップの需要が高まっており、新たな処理機械を導入したことで、廃棄物保管場所を増設する必要がありますので、今般、申請地を借り受け又は買い受け、廃棄物保管場所を拡張する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、申請地の隣接地にてストロー製造業を営んでいます。業績も順調に推移し従業員も増え、特に車通勤の従業員の駐車場到大変苦勞しております。現在は工場敷地内に駐車しておりますが、材料の納品時や製品の出荷時には路上駐車をしている状況です。また、事業の拡張に伴い資材置場も必要なため工場に隣接する申請地を駐車場並びに資材置場として整備する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦で暮らしております。来年には子供が生まれるため、現在の住居では大変手狭なため、住宅の建築を検討していたところ、伯母が所有する農地の中で他の農地に影響が少ない申請地を譲り受け、分家住宅を建築する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて1人で暮らしております。来年、結婚する運びとなり新居を探していたところ、祖母が所有する農地の中で他の農地に影響が少なく実家にも近い申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

事務局	<p>(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、申請地の隣接地にて金属製品・合成樹脂の加工業を営んでいます。業績も順調に推移し、工場の製造ラインを増やしたことで従業員も増え、特に車通勤の従業員の駐車場の確保に大変苦勞しております。また、工場に搬入する資材や製品出荷のためのトラックの待機場所がないため、近隣住民に大変迷惑をかけております。今般、工場に隣接する申請地を従業員の駐車場とトラックの待機場所として整備する計画です。</p> <p>(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、申請地の隣接地にて食品包装機械の製造業を営んでいます。業績も順調に推移し、取り扱う製品も増えたことで工場周辺の従業員駐車場や資材置場、受変電施設などの配置を整理し効率よく事業を行うため、今般、工場に隣接する申請地を従業員並びに来客用の駐車場として整備する計画です。</p> <p>(11番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、申請地の隣接地にて接骨院とリハビリ施設を営んでいます。業績も順調に推移し、介護事業なども手掛けた結果多くの方に利用していただける施設となりました。利用者は年々増加傾向にあり、介護やリハビリ施設の送迎で大変込み合い危険なため、今般、申請地を借り受け駐車場として整備する計画です。</p> <p>以上、11件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 27号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 27号 農地法第5条の規定による許可申請 11件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番から16番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第8号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から16番、全体筆数73筆、面積は70,426㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は28筆、56,803㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は6名の方々に、合計45筆、面積は45,408㎡でございます。内容につきましては、作物は水稻、れんこんでございます。公告年月日は平成29年12月28日、契約開始年月日は平成30年1月1日、全て新規でございます。権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまいます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第8号について簡略した内容ではございますが、説明とさせていただきます。何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告4件について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から6番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、6件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の確認願を受理いたしました。</p>

事務局	<p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から5番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、5件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、1件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第3条関係取消願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、1件の取消願を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から11番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、11件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番から2番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明)以上、2件の届出書を受付いたしました。報告は以上です。</p>
会長	<p>只今、報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p>

これをもちまして、12月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時27分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成29年12月21日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 11番委員 後 藤 和 子

議事録署名者

議席番号 12番委員 渥 美 誠